

新生児聴覚検査を長野県外の医療機関等で受けられる方へ

岡谷市役所健康推進課

里帰りなどの理由により、長野県外の医療機関等で新生児聴覚検査を受けた場合、検査料（保険適用外）の一部を助成いたします。

助成対象の新生児聴覚検査終了後、以下の書類をご提出ください。

必要書類 書類は、新生児聴覚検査を受けた日の属する年度の末日までにご提出ください。

1. 岡谷市新生児聴覚検査県外受検補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）	請求額は未記入で結構です。 振込先は、検査を受けた新生児の保護者（申請者）名義の口座としてください。（申請者本人以外の場合は「委任状」が必要です。）
2. 新生児聴覚検査受検票 ※ 検査結果記載済	岡谷市で発行した新生児聴覚検査受検票 ※検査を受けた医療機関で検査結果（医療機関記入欄、請求書欄に示す医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長）を記入済みのもの
3. 医療機関発行の領収書（原本） 診療明細書（ある場合のみ）	原本は、確認後お返しいたします。
4. 母子健康手帳の写し	新生児聴覚検査受検日等を確認させていただきます。

手続きに関する注意事項

1. 新生児聴覚検査受検票には、検査結果の記載が必要です。受検の際は、別紙医療機関宛通知書を提示し、検査を受けてください。
2. 助成は検査1回分とし、支払い上限額は5,000円となります。
3. 長野県外の医療機関では、岡谷市で発行した新生児聴覚検査受検票は使用できませんので、検査料は直接医療機関にお支払いください。
4. 領収書は、受検者の氏名や医療機関名、受検年月日が確認できるものを提出してください。
5. 岡谷市外に住民票を異動した後に受検した場合は、このサービスを受けることはできません。転入先の市町村へお問合せください。

【書類の提出先（お問合せ先）】

〒394-8510 岡谷市幸町8番1号

電話 0266-23-4811 （内線）1184 岡谷市役所健康推進課 保健指導担当